



★ 瀧上 恭子

「韓国の不妊治療をめぐる倫理的・法的・社会的問題」

—改正「生命倫理法」の卵子売買防止策を中心に—

2005 年 1 月、韓国において精子・卵子の売買と利益供与、およびその誘引・斡旋を禁じた「生命倫理法」が施行され、親族等による無償提供以外の卵子の提供は禁止されることになった。だが、婚家の跡取りを産めないことが離婚の要件となり得る現状では、親類縁者からの卵子の提供が望めない不妊女性は、卵子売買に頼らざるを得ず、「遠縁」の者からの無償供与等と偽っての卵子売買が後を絶たないでいる。そうした現実を是正し、親族による無償提供の代案を提示して卵子売買を防止するべく、2008 年に「生命倫理法」が改正され、不妊治療を受けている女性同士で「エッグ・シェアリング」を行う場合の実費補償が認められることになった。本報告において「生命倫理法」改正の趣旨を検討し、父系血統主義の文化伝統下で卵子提供が容認される韓国社会にあって、不妊治療をめぐる生命倫理問題に対し、どのような施策が講じられているか考察してゆきたい。

★ 菊田 映美

「私設カウンセリングルームにおける海外での卵子提供希望者への心理支援の実際」

卵子提供の助けを借りて家族をつくりたいと希望する個人、カップルへの支援と言うと、卵子提供を推し進めている、そう捉われがちだが、カウンセラーはあくまでも中立的な立場であり、考えるべきこと、すべきことをアドバイスするというより、ともに考え悩むことで、その人が卵子提供に対する理解を深めるのを助け、自身の納得のいく決定にたどりつくよう働きかける存在である。当研究所では、卵子提供が商業化している現状と、孤立している患者の頼みの綱となっているネット上の情報が、玉石混淆としている現状を憂慮し、正しい知識と情報を得ること、当事者間の交流を図ることもまた、意思決定支援につながると考え、コミュニティの立ち上げ、勉強会、オフ会の開催と、その支援の幅を広げている。現時点での支援対象者は、卵子提供という考えが浮かんだ時期にある人がほとんどだが、どんなかたちであれ、今後何年も続く患者家族の生活を、家族のあらゆる変化に対応できるよう、多方面の専門家と連携しながら、長期・継続的に支援していくことが望ましいと考える。卵子提供が国内で認められていない選択であり、また、治療施設内カウンセラーが、卒業した患者とかかわりを持ちにくい現状、マンパワーの限界があることなどから、独立した支援機関の存在意義は大きいといえるだろう。

★ 野辺 陽子

「なぜ養子縁組は不妊当事者に選択されないのか？」

—不妊当事者へのインタビュー調査を中心に—

本発表は、不妊の対応策としての養子縁組の選択をめぐる当事者の意味づけをインタビュー調査から明らかにするものである。不妊当事者が「養子縁組をする／しない」という行為に照準した先行研究は、不妊当事者の選択に関する意味づけとして、①養子縁組を選択しない人は「血縁」を重視する、②養子縁組を選択する人は「子



育て」を重視する、という解釈枠組みを主に用いてきた。そこで本発表では、従来の解釈枠組みで抜け落ちている、③養子縁組を選択する人は「血縁」を重視する、④養子縁組を選択しない人は「子育て」を重視する、という類型に着目して、不妊の対応策としての養子縁組が不妊当事者に選択されないことに対する新しい理解の仕方を提示することを目指した。養子縁組を選択した不妊当事者と養子縁組を選択しなかった不妊当事者（不妊治療を継続中のケース、子どものいない人生を選択したケース、里親を選択したケースを含む）を合わせて 38 名にインタビュー調査を行った結果、養子縁組を選択する人は不妊治療を継続するケースで重視している「血縁」とは意味内容が異なるが、「血縁的な関係」すなわち排他的で近似的に非選択的な「（従来の）標準的な親子関係」を求めている場合があることがわかった。また、養子縁組しない人は「子育て」を重視しないわけではなく、「子育て」の評価基準を非常に高く設定して場合があることがわかった。

★日比野由利

「渡航生殖に関する不妊患者の意識調査」

晩婚化と不妊患者の高齢化にともない第三者が関与する生殖医療技術へのニーズが増加してきている。しかし、我が国では、第三者生殖を始めとした生殖補助医療の実施について、法整備がなされていない。独自の審査機関を設けて卵子提供などを実施する機関もあるが、現状では、不妊治療当事者のニーズに十分に対応できていない。そこで、近年、海外に行って不妊治療を受けたりするケースが報告されている。最近ではアジアの新興国で安価な第三者生殖医療サービスが提供されている。海外への渡航生殖に対する関心の高まりも予測される。生殖補助医療に関する法規制をめぐる論議においてもこうした動向を念頭に置く必要がある。そこで、生殖技術を利用する当事者である不妊患者が、我が国の第三者が関わる生殖技術の実施や渡航生殖に対してどのような意識を持っているのかを明らかにすべくアンケート調査を実施したので結果を報告する。

★吉田一史美

「生殖ツーリズムと特別養子制度」

代理懐胎は、国内で 2010 年までに 20 例の試みが公表されており、国外では相当数の日本人が代理母と契約を結んでいるとされる。2004 年に向井亜紀と高田延彦が起こした、代理懐胎でもうけた子の出生届不受理に対する不服申立とその敗訴によって、特別養子は注目を集めた。現在では、代理懐胎を依頼した夫婦と子の間に特別養子縁組がなされており、特別養子制度は生殖ツーリズムの受け皿となりつつある。本報告では、生殖ツーリズムの現状と特別養子制度の活用の限界について検討する。

特別養子制度の本来の目的は実親による養育が困難な子どもを適切な夫婦と養子縁組させることであり、代理懐胎を伴うケースは異質である。釈然としない出生届の不受理と奇妙な養子縁組については、母子関係の成立条件に関する法解釈や子の福祉への配慮の必要性が主に議論される。しかし、代理懐胎における母子関係が問題化するのには、女性の身体を扱う生殖補助技術の発達や、近代以降の家族規範と男性の生殖の自由を支えてきた法体



系とコンフリクトを生じているためである。そして、その結果として妥協的に活用されている特別養子制度は、子の利益と女性の生殖の自由のいずれの観点からみても、現代の生殖ツーリズムにおける親子関係の問題を解決するものではない。

★遠矢和希

「配偶子ドナーの保護と権利について」

わが国では、配偶子提供の結果生まれる子どもや配偶子ドナーの立場や状況については一般に殆ど知られていない。非配偶者間人工授精（DI: Donor Insemination）は 1949 年から開始されているが、生まれた子の正確な数でさえ不明であり、公的調査は殆ど行われていない。不妊治療の医療関係者は不妊のカップルの要望のみに耳を傾け、一方で生まれてくる子どもの福祉や出自を知る権利についてはあまり考慮されない場合がある。更に配偶子ドナーの状況については全く知られていない。配偶子ドナーの尊厳や権利についても、厳密に検討されてしかるべき時期ではないだろうか。2003 年に、厚生科学審議会生殖補助医療部会が「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」を提出した。この報告書は、「子の出自を知る権利」を認める方針を打ち出した点で画期的であったが、一方で配偶子（また胚）の提供者の条件と保護についても言及がある。現在、インフォームド・コンセントが十分に整った環境で配偶子提供が行われているかどうかは未知数である。本発表では、配偶子ドナーの保護と権利について、適切なインフォームド・コンセントの必要性和、子の「出自を知る権利」をみすえて論じる。

★貞岡美伸

「代理懐胎に対する日本の産婦人科医師の見解——1970 年代から 1990 年代」

1978 年にイギリスで世界初のヒト体外受精児が誕生した。日本では 1983 年(昭和 58 年)に東北大学で、鈴木雅洲らのグループによってヒト体外受精児が初めて誕生した。1983 年に日本でヒト体外受精が成功したことは、卵子提供やホスト型代理懐胎の実践へ道を開き、配偶者間で人工授精をおこなうという不妊治療の範囲を超える可能性をもたらしたという点で注目される。2001 年に長野県の産婦人科医師が日本で初めてホスト型代理懐胎の実践を公表した。また、2003 年には成人後期の夫婦がアメリカで卵子提供型の代理懐胎を実践し、同時期に子宮摘出した女性がアメリカでホスト型代理懐胎を実践し子どもをもったことが大きく報道された。こうした代理懐胎実践の後追い状態と考えられるかたちで 2000 年代初頭に国や学会が代理懐胎禁止の見解を発表した。これまで筆者は、1990 年代から現在の代理懐胎の歴史を ①代理懐胎実践の前段階、②代理懐胎実践の公表から原則禁止、③代理懐胎原則禁止の再確認と社会的合意形成への 3 期に区分し検討してきた。今回は先行文献をもとに 1970 年代から 1980 年代に日本で体外受精が実験され、ヒト体外受精が成功した経過を確認し、1990 年代の代理懐胎実践の前段階における日本の産婦人科医師の医学的倫理的な見解に焦点を当て報告する。